

新居浜市公告第 1 5 0 号

後期高齢者医療保険料納入通知書等未着分の公示送達について

次の者に送達すべき後期高齢者医療保険料納入通知書等は、名宛人の住所等が不明のため送達することができないので、新居浜市役所福祉部国保課に保管してあります。

いつでも名宛人に交付しますから申し出てください。

令和 8 年 9 月 1 4 日

新居浜市長 古 川 拓 哉

	氏名	送達すべき書類
1	濱本 清	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書・納入通知書 および高齢者の医療の確保に関する法律第113条に係る書類
2	岡林 信忠	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書・納入通知書 および高齢者の医療の確保に関する法律第113条に係る書類
3	日野 育子	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書・納入通知書 および高齢者の医療の確保に関する法律第113条に係る書類
4	東田 祝	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書・納入通知書
5	村上 輝男	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書・納入通知書

○地方税法

(昭和二十五年七月三十一日)

(法律第二百二十六号)

(公示送達)

第二十条の二 地方団体の長は、前条の規定により送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでない場合又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合には、その送達に代えて公示送達をすることができる。

2 公示送達は、送達すべき書類を特定するために必要な情報、その送達を受けるべき者の氏名及び地方団体の長がその書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を地方団体の掲示場に掲示し、又は公示事項を地方団体の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする。

3 前項の場合において、同項の規定による措置を開始した日から起算して七日を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。

○高齢者の医療の確保に関する法律

(昭和五十七年八月十七日)

(法律第八十号)

(地方税法の準用)

第百十二条 保険料その他この章の規定による徴収金(市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。)については、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第九条、第十三条の二、第二十条、第二十条の二及び第二十条の四の規定を準用する。

○高齢者の医療の確保に関する法律

(昭和五十七年八月十七日)

(法律第八十号)

第百十三条 市町村が徴収する保険料、後期高齢者医療広域連合が徴収する徴収猶予した一部負担金その他この章の規定による徴収金は、地方自治法第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入とする。